

みんなのびゅう

一般社団法人 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟

2017 (平成 29) 年 11 月 6 日版

TEL : 058-277-7171 Fax : 058-277-7172

平成 29 年度「保育心理士資格取得講座 岐阜会場」受講のみなさまへ 資格認定手続きについてのお知らせ

【各園宛お願い】このお知らせは各園宛 FAX、みんな連絡網登録者へのメール配信のみで行なっております。恐れ入りますが、受講者ならびに資格認定該当者にお伝えくださいますようお願いいたします。資格認定手続き該当者は、今年度の受講者以外にも、過年度の講座や他地区の講座を受講されたことで、資格認定の条件が整った方も含まれます。

講座受講中のみなさまには、それぞれご都合をつけて連続受講いただき、誠にごくろうさます。また、送り出していただいている園のみなさまにも重ねてお礼申し上げます。

今年度の講座も残すところ 11 月 18 日 (土)、12 月 9 日 (土) となりました。9 日の保育心理士講座 3 限目は資格認定を受ける方のみとなりますので、20 科目取得されて無い方は受講できません。保育心理士の資格認定手続きを下記のとおりお知らせいたします。

資格認定の条件をご確認いただき、手順にそって手続きをお願いいたします。

A : さっそくご確認ください 受講記録の確認

- ① まず、お手元の『ワークブック』あるいは『受講手帳』の受講記録のシールを確認してください。最終回 12 月 9 日 (土) の 3 科目以外の科目すべてを受講していないと手続きができません。
 - ② 資格認定には、申請の時点で、保育・教育の経験が 5 年以上必要です。(資格取得申請書の勤務期間欄に記入してください)
 - ③ 「総合演習」と「まとめと認定式」は、保育心理士取得講座の修了時に受講する科目です。他の科目すべて (20 科目) を受講された方を対象としますのでご注意ください。
- 【例】12 月 9 日の場合、午後の「総合演習」「まとめと認定式」は、午前の「保育人間学Ⅰ」午後の「保育人間学Ⅱ」を含め、他の科目すべてを受講された方のみ対象となります。

B : 11 月 22 日 (水) 必着 「保育心理士資格認定申請書」「証明写真」の送付

- ① 11 月 18 日 (土) の受講により、資格認定の条件が整う方は、改訂版ワークブック付属の「資格取得申請書」を作成し、「写真 1 枚」とともに、下記「連盟事務所」宛お送りください。(旧ワークブックをご使用の場合は、申請書の様式送付を連盟事務局までご請求ください)
- ② 「証明写真」は保育心理士 (一種) 資格登録証明書 (カード) 用です。サイズは問いませんが、運転免許証、パスポート等に使用する顔写真 1 枚をお送りください。また、裏面には必ずお名前を記載してください。
- ③ 申請書の受付は、平成 29 年 11 月 22 日 (水) 必着とさせていただきます。

「資格認定申請書」と「証明写真 1 枚」の送り先

一社) 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 : 〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉会館内

C : 12 月 9 日午後の講座受講前

「保育心理士資格認定書受講記録簿」と「認定料」の提出

- ① 12 月 9 日 (土) 午後の講座受付に、「保育心理士資格認定書受講記録簿」(受講シール 20 科目分を確認してください) と認定料 5,000 円をご提出ください。
- ② 12 月 9 日の講座終了時に講座の「修了証」をお渡しする予定です。準備の都合上、「保育心理士 (一種) 資格登録証明書 (カード)」は後日お送りします。
- ③ 申請後、受講できなくなった場合は、事前の一社) 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟までご連絡ください。